

三条市市道消雪施設工事補助金交付要綱

平成24年7月19日

告示第398号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）の規定に基づき、降雪期における機械除雪困難な市道の交通確保を図るための沿線地区住民による市道消雪施設整備工事に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付の対象とすることができる消雪施設整備の工事費（以下「工事費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 消雪パイプ工事（配管）
- (2) 消雪削井工事（電気施設及びポンプ施設を含む。）
- (3) 修繕工事（20メートル以上の配管又はノズル交換、電気施設及びポンプ取替え）。ただし、井戸掘り替えは対象外とする。
- (4) その他市長が特に必要があると認める市道消雪施設の修理又は取替えに係る工事

(補助金の交付)

第3条 市長は、工事を施工するもの（以下「施工者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付することができる。

2 前条各号に掲げる工事費に対する補助金の額は、市長が別に定める補助基準工事費に基づき算定した次に掲げる額とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 市の建築物（都市公園、児童遊園その他市長が別に定める施設を含む。以下同じ。）が市道に面している場合 次に定める額を合算した額とする。

ア 市の建築物が市道に面する部分の長さの当該市道の消雪パイプ延長に対する割合を当該補助基準工事費（補助基準工事費に満たない場合は、当該工事費。以下同じ。）に乗じて得た額（以下「間口割額」という。）

イ 補助基準工事費から間口割額を減じて得た額の10分の5の額

(2) 前号に掲げる以外の場合 補助基準工事費の10分の5の額とする。

- 3 補助金交付申請後、工事変更による工事費の増額があっても、補助金の増額はしない。

(補助対象認定申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする施工者は、あらかじめ毎年度10月1日から10月31日までの間(以下この項において「補助申請期間」という。)に、様式第1号により次年度補助対象認定申請書を市長に提出しなければならない。ただし、修繕工事及び市長が特に必要と認めた場合は、補助申請期間を延長することができる。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、様式第2号によりその結果を当該申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 前条の規定により補助金交付対象の認定を受けた施工者は、市長の指定する日までに補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、工事計画平面図(縮尺500分の1)
構造図(縮尺30分の1)
- (2) 地域代表者の誓約書(様式第3号)
- (3) 工事施工沿線住民全員の工事施工に関する同意書
(工事完了届)

第6条 施工者は、工事を中止し、変更し、又は完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による工事完了届(様式第4号)を受けたときは、速やかにしゅん工検査の上、補助金の額を確定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月19日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の三条市市道消雪施設工事補助金交付要綱(昭和52年三条市制定)、栄町公共土木事業実施補助基準規則(昭和61年栄町規則第2号)又は下田村道路工事等補助交付要綱(平成16年下田村制定)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定に

よりなされた手続その他の行為とみなす。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）三条市長

申請者

代表者 住 所

氏 名

㊟

（電話 ー ）

市道消雪施設工事補助対象認定申請書

市道消雪施設工事補助の対象として認定を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の概要	工 事 名	市道	線消雪施設工事
	施 工 場 所	三条市	地内
	工 事 内 容		

施工箇所図（付近見取図）

注 工事費見積書及び既設井戸使用に関する同意書添付

様式第2号（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

三条市長

印

市道消雪施設工事補助対象 認定 通知書
不認定

年 月 日付け申請のあった市道消雪施設工事については補助の対象・不対象
となることを認定いたします。

（理由）（不対象の場合）

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）三条市長

代表者 住 所

氏 名



誓 約 書

年 月 日付け申請した市道消雪施設工事補助金交付について、三条市市道消雪施設工事補助金交付要綱に従い次の事項を承諾し、履行することを誓います。

記

- 1 市道消雪施設工事施工上支障となる工作物、地下埋設物等は自己の負担において処理します。
- 2 三条市補助金等交付規則及び三条市市道消雪施設工事補助金交付要綱の条件を遵守いたします。
- 3 市道消雪施設工事施工に関し、異議の申立て及び紛争等が生じたときは、私が解決し、三条市に対し一切迷惑をおかけいたしません。
- 4 補助消雪施設の維持管理は私共で行います。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）三条市長

代表者 住 所

氏 名



（電話 ー ）

工 事 完 了 届

年 月 日付け第 号をもって市道消雪施設工事補助金交付決定通知のあつた工事が完了したのでお届けいたします。

工事施工場所	
工 事 内 容	
着 工	年 月 日
しゅん工	年 月 日
施 工 業 者 名	
添付書類 (1) 工事精算調書 (2) しゅん工図及びしゅん工・工事写真 (3) 工事請負契約書写し	